

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第二十一号

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則等の一部を改正する規則

(介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第一条 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年広島県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「条例第三十二条」を「条例第二十七条の三、条例第三十二条」に改め、「条例第九十条」の下に「、条例第九十二条」を、「条例第四百四十五条」の下に「、条例第四百四十五条の三」を加える。

第四条中「条例第三十二条」を「条例第二十七条の三、条例第三十二条」に改め、「条例第九十条」の下に「、条例第九十二条」を加え、「条例第五百五十一条」を「条例第四百四十五条の三、条例第五百五十一条」に改める。

第五条中「条例第六条第四項」の下に「(条例第二十七条の三で準用する場合を含む。)」を加える。

第八条第一項中「居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者」を「居宅介護支援事業者等」に改める。

第十八条の次に次の一条を加える。
(不当な働きかけの禁止)

第十八条の二 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は居宅要介護被保険者(介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項に規定する居宅要介護被保険者をいう。)に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

第二十二条の次に次の一条を加える。

(共生型訪問介護の事業に関する準用)

第二十二条の二 第六条から前条までの規定は、共生型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第二十一条第二項第二号中「条例第十四条」とあるのは「条例第二

十七条の三において準用する条例第十四条」と、同項第三号中「条例第二十六条第二項」とあるのは「条例第二十七条の三において準用する条例第二十六条第二項」と、同項第四号中「条例第二十七条第二項」とあるのは「条例第二十七条の三において準用する条例第二十七条第二項」と読み替えるものとする。

第二十三条中「第十条から前条まで」を「第十条から第二十二条まで」に改める。

第二十五条中「第六条から第二十条まで」を「第六条から第十八条まで、第十九条、第二十條」に改める。

第二十六条中「第十条から第二十条まで」を「第十条から第十八条まで、第十九条、第二十條」に改める。

第二十七条第一項中「居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者」を「居宅介護支援事業者等」に改める。

第二十九条中「第九条から第二十条まで」を「第九条から第十八条まで、第十九条、第二十條」に改める。

第三十七条中「第十七条から第二十条まで」を「第十七条、第十八条、第十九条、第二十條」に改める。

第三十八条から第四十一条までを次のように改める。

（共生型通所介護の事業に関する準用）

第三十八条 第六条から第十条まで、第十二条から第十四条まで、第十七条、第十八条、第十九条、第二十条、第二十一条、第三十四条から第三十六条までの規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第十七条中「条例第二十二条」とあるのは「条例第九十二条において準用する条例第八十七条」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。）」と、第三十四条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第三十六条第二項第二号及び第三号中「条例第九十条」とあるのは「条例第九十二条」と、同項第四号中「条例第八十九条の二第二項」とあるのは「条例第九十二条において準用する条例第八十九条の二第二項」と、同項第五号中「次条」とあるのは「第三十八条」と読み替えるものとする。

第三十九条から第四十一条まで 削除

第四十二条中「第十七条から第二十条まで」を「第十七条、第十八条、第十九条、第二十條」に改める。

第五十一条第二項第三号中「身体拘束」を「身体的拘束」に改める。

第五十二条中「第十七条から第二十条まで」を「第十七条、第十八条、第十九条、第二十條」に改める。

第五十六条の次に次の一条を加える。

（共生型短期入所生活介護の事業に関する準用）

第五十六条の二 第六条、第七条、第九条、第十二条から第十四条まで、第十七条、第十

八条、第十九条、第二十条、第三十四条、第三十五条、第四十六条から第五十一条までの規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第十七条中「条例第二十二条」とあるのは「条例第四十五条の三において準用する条例第三百三十二条」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。）」と、第三十四条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第五十一条第二項第二号中「条例第三百三十四条」とあるのは「条例第四百四十五条の三」と、同項第三号中「条例第二百二十七条第五項」とあるのは「条例第四百四十五条の三において準用する条例第二百二十七条第五項」と、同項第四号及び第五号中「条例第三百三十四条」とあるのは「条例第四百四十五条の三」と、同項第六号中「次条」とあるのは「第五十六条の二」と読み替えるものとする。

第五十八条中「第十七条から第二十条まで」を「第十七条、第十八条、第十九条、第二十条」に改める。

第六十一条第二項第三号及び第七十五条第二項第三号中「身体拘束」を「身体的拘束」に改める。

第七十六条中「第十七条から第二十条まで」を「第十七条、第十八条、第十九条、第二十条」に改める。

第七十七条第二項第七号中「身体拘束」を「身体的拘束」に改める。

第七十八条中「第十七条から第二十条まで」を「第十七条、第十八条、第十九条、第二十条」に改める。

第八十四条及び第八十五条中「第十八条から第二十条まで」を「第十八条、第十九条、第二十条」に改める。

第八十八条中「第十八条から第二十条まで」を「第十八条、第十九条、第二十条」に改め、「利用者」との下に、「第十六条第一項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と」を加える。

（介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則の一部改正）

第二条 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年広島県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十四条」を「第四十三条の二」に改める。

第三条第一項中「条例第二百二十六条」の下に、「条例第二百二十九条の三」を加える。

第四条中「条例第三百三十五条」を「条例第二百二十九条の三、条例第三百三十五条」に改める。

第九章の章名を削る。

第四十三条の次に次の章名を付する。

第九章 介護予防短期入所生活介護

第四十五条第二項第三号中「身体的拘束」を「身体的拘束」に改める。

第五十五条の次に次の一条を加える。

(共生型介護予防短期入所生活介護の事業に関する準用)

第五十五条の二 第九条、第十条、第十二条、第十五条から第十七条まで、第二十条から第二十三条まで、第二十五条、第三十九条、第四十三条の二から第四十五条まで及び第四十七条から第五十条までの規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第二十条中「条例第三十九条」とあるのは「条例第一百一条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第四十五条第二項第二号中「条例第一百三条」とあるのは「条例第二百二十九条の三」と、同項第三号中「条例第九十九条第二項」とあるのは「条例第二百二十九条の三」において準用する条例第九十九条第二項」と、同項第四号及び第五号中「条例第一百三十三条」とあるのは「条例第二百二十九条の三」と、同項第六号中「次条」とあるのは「第五十五条の二」と読み替えるものとする。

第五十八条第二項第三号、第七十一条第二項第三号及び第七十六条第二項第七号中「身体的拘束」を「身体的拘束」に改める。

(老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第三条 老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十四年広島県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「第一百五十五条の四十五第一項」を「第一百五十五条の四十六第一項」に改める。

(介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第四条 介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十四年広島県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第十八条第二項第三号中「身体的拘束」を「身体的拘束」に改める。

(介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第五条 介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十四年広島県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十六条第二項第四号中「身体拘束」を「身体的拘束」に改める。

（介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正）

第六条 介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十四年広島県規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項第三号中「身体拘束」を「身体的拘束」に改める。

（社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正）

第七条 社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年広島県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第三号中「身体拘束」を「身体的拘束」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。